

装備品から訓練備品に区分換した施設器材の整備実施要領に関する通達

昭和 36 年 4 月 21 日
陸幕発施第 92 号

改正	昭和39年 3 月 31 日 陸幕施第218号	昭和39年 9 月 10 日 陸幕施第617号
	平成13年 3 月 30 日 陸幕施第72号	平成18年 3 月 27 日 陸幕施第55号
	平成19年 3 月 28 日 陸幕法第61号	平成21年 2 月 3 日 陸幕法第10号
	平成22年 7 月 15 日 陸幕施第136号	平成30年 3 月 14 日 陸幕法第104号

陸 上 総 隊 司 令 官
各 方 面 総 監 殿
各 部 隊 長
各 機 関 の 長

陸上幕僚長の命により
総務課長

(例規 73)

装備品から訓練備品に区分換した施設器材の整備実施要領に関する通達
標記の件、別紙のとおり実施されたい。

装備品から訓練備品に区分換した施設器材の整備実施要領

- 1 第1段階整備
整備教育をかねて実施する。
- 2 第2段階整備
整備教育を除き原則として実施しない。ただし、整備に要する部品材料費、工数等軽微なものについては、補給整備部隊等の長の判定により実施して差し支えない。
- 3 第3段階整備
整備教育を除き実施しない。
- 4 整備実施上の制約事項
 - (1) 整備に要する部品材料費の年間総額が当該器材購入価格の1%を超えないこと。
 - (2) 整備に使用する部品は再生品、修理品又は中古品（器材の不用決定等に伴い発生した使用可能の部品等）を原則とし、新品の使用は極力避けること。ただし、当該号機の器材のみに装着可能の部品についてはこの限りでない。
- 5 その他
 - (1) 本要領は、旧式化又は能力低下等の理由により区分換したものに通用する。
 - (2) 履歴簿は引き続き使用する。